

人間の尊厳と人間の生命

——ノイマン教授「人間の尊厳という原理」に対するコメント——

—

人間の尊厳は、人類が未曾有の歴史的危機に直面したときに必ず引き合いに出されてきた基本原理である。第一には全体主義国家による特定の人種あるいは障害者に対しての非人間的で組織的な殺戮に直面して、第二には生命科学（生殖補助医療、バイオテクノロジー等）による人間の生命、特にその遺伝形質に対する介入に直面して、人間の尊厳は、その克服と解決のための基準点として定立されたが、その過程においてたえずその意味内容を更新し拡張してきたように思われる。第一段階では、人間の固有の卓越した性質・能力とか個人の唯一性・多様性が強調され、人格の尊厳と個人の尊厳という伝統的概念が登場した。第二段階では、人間の生命、わけでも出生前の初期段階の人間の生命の取り扱い、さらに人間の遺伝プログラム の操作可能性をめぐる、生命の尊厳、類の尊厳という新しい概念が導き入れられた。前二者は、人間の精神的・人格的側面に定位して、その理性的能力と道徳的自律を備えた主体性を前提する

点に、後二者は、人間の自然的・生物的側面に定位して、主としてその内在的な構造・機能を注視するが、あの主体性の契機を欠いている点に特徴をもっている。このような中で、人間の尊厳の統一的な全体像は、ますます描きにくくなっている。

このことと相俟って、人間の尊厳は、最近では様々な議論において頻繁に論拠として用いられるが、一方では瓊末化が進行し、他方ではいかなる問題も解決できる万能薬として使用される中で、人間の尊厳のインフレ化の危険が増大していった。これらのことが、かえって人間の尊厳の規範的力を弱めることになる。人間の尊厳概念の拡張によって、法意識の分裂と社会的合意の喪失の恐れがある。人間の尊厳の限界の拡大の代償は、その中核領域の希薄化である。そのような事態を真摯に受け止めて、人間の尊厳を狭い衡量不可能な概念に限定していくべきである、と説く法学者は少なからずいる。ノイマンも、そのような立場に立つ有力な法学者の一人である。彼の南山大学セミナー報告「人間の尊厳という原理」、それに先立つ「討議の中の人間の尊厳」、「尊厳の専制」の論考は、この問題関心によつ

西野基継

て貫かれている。

このセミナー報告を基にして、ノイマンの基本的主張とその理由づけをまず確認しておこう。人間の尊厳は、議論理論的構造の中で、いかなる対抗する観点や論拠をも打ち負かし、いかなる衡量からも免れた専制的支配力を要求する特殊な性質をもっている。けれども、人間の尊厳は、それが論拠としてインフレ的に使用されることによつて、衡量可能なものにされてしまう。人間の尊厳原理の過度な拡張は、人間の尊厳の集合主義的な理解とその生物主義的理解の中に認められる。前者の例としては、人間の遺伝形質への遺伝子技術的な介入が禁止されるのは、(本人の重篤な疾病の治療につながる可能性があるので)個人の尊厳を侵害するからでなく、(人類の遺伝素質を防御する意味での)人類の尊厳を侵害するからであると語られるときである。後者に関しては、人間の生物的本性への介入が尊厳を損ない、そこでは(例えば、遺伝子治療的侵襲の禁止において)生物学的連関の規範化が前提されていると考えられるとき、あるいは尊厳原理を個人の生物学的生存の保障と解釈し直し、出生前の胎児の生命もその保護対象に含まれると考えられるときである。ノイマンは、この二つの尊厳の生物学的解釈を、存在(生命)から当為(生命への権利)を導出できないこと、人間の尊厳と人間の生命とは別物であるという理由から退け、むしろ人間の尊厳の問題を人間の道具化の禁止から捉えるべきであると主張する。したがって、人間の尊厳は、人間の理性的・人倫的な本質の中にあり、その生物学的素質の中になく、また人間の尊厳の論理的位置は、人間の人格

的・社会的次元であり、生物学的次元でない。人間の尊厳はまた、(神の似姿であるというような)形而上学的な性質として捉えられると、人間の経験的次元から超越して他の誰からも侵害されえないものとなり、脱規範化される恐れがでてくるので、このような存在論的モデルに代わつて、関係論的モデル(人間の尊厳を実体的でなく関係的に理解して、人格間の相互的承認に基づかせる考え方)を導入する必要がある。

以上から、ノイマンの人間の尊厳観は、その集合主義的な理解に対して個人主義的な理解に、その生物学的理解に対して社会的理解に、その実体的理解に対して関係論的理解に立つものである。さらに、彼は、個人の自律や自由権がこれらの拡張された人間の尊厳理解によつて妨げられることを批判して、狭い人間の尊厳概念に傾いているように思われる。

二

さて、人間の尊厳についての議論の大きな流れの中で転換点とも認められるのが、生命の尊厳の観念であるが、ノイマンの一連の人間の尊厳研究を動かしてきた主要モチーフも、これに交差する人間の尊厳の生物学的理解の妥当性の問題であったといつてよい。この問題圏から、まず検討を始めてみよう。ここで人間の尊厳の生物学的理解とは、いかなることを指しているのか。それは、人間の存在階層の生物学的・有機体的次元、例えば、生命体を組成している細

胞、組織、器官等、または生命現象である成長、物質代謝、生殖、遺伝等に焦点を当て、そこから人間の尊厳のような価値を導き出さざるということ、より正確には、人間の尊厳のような価値をそれらの生物学的な諸事実の中に還元できるということを意味しているのか。もしそうであれば、生物学者が生物の発生の機構とか遺伝子の組成や働きを発見・説明し、また医学者が有機体としての人間の複雑な生命的諸活動、消化系統・循環系統・免疫系統・神経系統等の作用を説明することにおいて同時に人間の尊厳のような価値を把握できるかもしれない。しかし、そんなことをまともに信じる人はいないだろう。自然科学者は、自然現象を観察と実験によつて経験されたままに記述し、その構造と作用を説明するにすぎず、決して価値に関係づけて考察することはないからである。ただし、遺伝形質とか物質代謝といった生命諸現象は、それだけで存立するものではなく、つねに統一的な生命体の中に組み入れられ、それぞれ他の諸部分と有機的に連関しながら維持されている。生命を構成する諸部分は、全体としての生命と不可分に結びつけられ、それを志向する。この点で、生命現象は、他の自然現象と異なっている。西洋思想の伝統的な自然の目的論的理解は、生命領域により親和的である。生命の発生の精妙な仕組みに何か神秘的なもの、あるいは畏敬の感情といったものを覚える者は少なくないだろう（しかし、それが人間の尊厳と同じものであるか、より繊細で根本的な考察が必要とされるよう）。さらに、生命の統一性において、動物や人間の場合、基本的な生命維持作用の他に、感覚作用、思考作用、意志作用が伴われ

ている。身体器官の循環作用や消化作用の不調が苦しい感覚を引き起こし、人間が何かを欲したり考えたりすることも脳髄において営まれていく。その場合、生命は、人間の高次の精神作用を含めてすべての諸活動を支える基礎として考えられる。したがって、人間の生命は、単に有機体の組成と維持作用に関わる狭い意味だけでなく、それらとともに文化的諸行為の中にも貫徹されている人間存在の全体性を担う広い意味でも解される。

以上のことから、人間の生命それ自体が、単なる事実、方法二元論（存在と当為の区別）における存在に自ずと還元されるわけでない。人間の生命は、生物学者のように、その総体性から切り離して価値無関係的に知覚されたままの具体的な形状・作用を記述するとき、単なる事実、存在と資格づけられてもいいだろう。人間の遺伝子構造が四つの塩基から構成され、その配列が解読されたが、そこから他の生物のそれとの違いを認識することができて、人間の固有の価値を導き出すことは難しいだろう。人間の生命がこのように限定的に捉えられるときに、ノイマンのように、生命という事実から生命の尊重・保護という要求は引き出されないと語ることができ。しかし、我々が、現代社会において人間の生命に介入する様々な取り扱いの正当性と限界を考察するときに、その議論領域で前提されている人間の生命は、決してそのような生物学的意味での生命ではない。

三

ノイマンは、人間の尊厳の生物主義的解釈のもう一つの例として、尊厳原理を個々の人間の生物的生存の保障と解釈し直すことを挙げている。これは、ドイツ連邦憲法裁判所の第一次堕胎判決で出された判断、「人間の生命が存在するところでは、当然に尊厳が与えられる」ということを受け止めている。ノイマンによれば、人間の尊厳は、それが生物学的概念に転用されると、生物主義的変容を蒙ることになり、そこには自然主義的アラシーの危険が生じる恐れがあるから、やはりこの解釈も採ることができないとされる。しかし、堕胎判決は、このように解されるべきでなく、個々の人間の尊厳が人間であるための条件以上に多大な要求をする条件に結びつけられてはならない、言い換えれば、それは各々の具体的な理性的、道徳的な自己決定の能力に依らずに与えられるということを説いている。そこでの強調点は、ナチスのしたような尊厳のある生命と尊厳のない生命の区別を避けることにある。それはまた、尊厳の担い手であるために、いかなる性質をもたなければならぬかという問いを省略できる免責機能を生み出すであろう。尊厳の担い手であるかどうかを決めるのは、人間の生命の生物学的基礎事実だけである。それは、自明なことのように見えるが、さらに検討を要する根本的問題が残されているように思われる。「人間の生命」または「人間である」というときの「人間的」とは、いかなることであるのか。それは、人間という生物種に帰属していることを表しているのか。

そうすると、太古の人類の祖先も、尊厳をもっていたのか。より根本的に考えると、その主張の論理的前提として、人間の生物種が尊厳をもつという命題が必要とされるが、それは、ノイマンのいう人間の尊厳の集合主義的な理解につながり、個人としての人間の尊厳の存立を危うくする恐れがないだろうか。人間の生命という事実に関しても、その始まりと終わりの境界領域の画定は、単なる生物学的・医学的視点から解決できるものでなく、大いなる議論を呼び起している。

堕胎判決において提示された人間の尊厳の生物的基盤としての生命という考えは、ノイマンのように生物主義的に偏重した見解と解されると行き過ぎであるが、人間の生命をもつ者に差別することなく尊厳を帰することであると解されるのが適当であるとしても、そこには、もつと掘り下げて検討すべき問題が残されているように思われる。

四

ノイマンがさらに人間の尊厳の生物主義化に関して問題点として挙げているのは、人間の尊厳の保障と人間の生命の保護との間にある相異である。人間の生命の侵害は、当然に人間の尊厳の侵害を含んでいるわけでない。殺人行為が、自動的に人間の尊厳の侵害に至るわけでない。人間の生命が公共的利益のためか他の人間の生命の救出のため投入される場合（警官、消防士に対しての生命の投入の

義務)、彼らが生命を失うことがあっても、人間の尊厳に反することにはならない(むしろ、人間の尊厳からの発露として賞賛されるだろう)。正当防衛上の殺人や警官による(人質救出のための)誘拐犯の射殺行為は、加害者の生命を奪っても、彼らの人間の尊厳の侵害とはみなされない。このように人間の生命の滅失が、いつも可罰的とされるわけではなく、場合によっては法律で許される。このことは、ドイツの基本法に規定されているところでもある(第2条第2項「何人も生命に対する権利および身体を害されない権利を有する。人身の自由は不可侵である。これらの権利は、ただ法律の根拠に基づいてのみ侵すことができる」。人間の生命に対する権利が法律の留保の許に置かれるのに対して、人間の尊厳は絶対的で無制約的である(第1条第1項「人間の尊厳は不可侵である」)。両者は、実定法上でも区別されている。したがって、人間の尊厳の保障と生命の保護の連結を外さなければならないという「分離説」が、多数の法学者によって支持されている。

たしかに、人間の尊厳の保障と生命の保護は、衡量不可能かどうかという貫徹力の強弱の程度やその適用範囲に関して違っているが、しかし、生命の存在は、人間の尊厳の保障にとって必要条件である(十分条件ではない)。生命が破壊されると、本人の人間の尊厳について語る必要がなくなるであろう(死者の尊厳について語られるならば、それは唯一の例外である)。生命は、有機体の形成・維持作用だけでなく精神的作用を含んだ人間のすべての諸活動の基礎である。生命は、それらの多様な働きの中に自らを表現している。

生命と尊厳が、根底で一つに繋がっていること(連結説)を見失ってはいけない。

したがって、人間の尊厳の保障と生命の保護との関係について、両説のどちらか一方に偏するのではなく、それらを相補的に解釈し直す必要がある。基本的には連結説に立ちつつ、具体的適用において分離説を採り入れる方向が、妥当であるように思われる。この問題に関しての注意点は、その議論枠組みが方法二元論における当為のレベルにあることが、これまでの(人間の尊厳を何らかの生物学的事実に戻元することの適否に関しての)議論枠組みが存在から当為への導出の可能性、どちらかと言えば、存在のレベルにあることと異なっていることである。

五

ノイマンは、人間の尊厳を実体的に何か特殊な性質の中でなく、関係的に人格相互間の社会的約束として見ている。それは、伝統的な賦与理論(キリスト教的な神の似姿性、理想主義哲学的な理性的性質や道徳的自律性、世俗化された自然的・生物的素質の中に尊厳を見る説)に対して、その批判・克服を目指す——ルーマンの能力理論(尊厳を自己同一性の確認、成功した自己表現のように何か構成されたものと見る説)の次に出て来た——第三の理論であり、関係理論ないしはコミュニケーション理論と呼ばれている。関係理論は、現代的な精神思潮の流れをバックにして、H・ホフマンを中心

に支持者を広げつつある。それによれば、尊厳は、これまで存在所
 与性として、即ち個人の性質または個人の能力の成果として考えら
 れてきたが、むしろ社会的承認において相互の尊重要求の肯定的な
 評価によって構成されるものである。この説の強調点は、尊厳の核
 心を共同人間的な連帯性に見て、さらにその国家創設的性格を重視
 することである。尊厳は、国家の創設作用（例えば、国民が憲法制
 定に関与する作用）において、相互に認めあい法仲間として約束し
 あっているもので、このような中ですべての関与者に規準となるべ
 き共通の意味が確定されてくる。

だから、人間の尊厳は、社会における相互的な約束に先立って、
 何か個体の属性として既に内在しているものでない。我々は、この
 ことをよりよく理解するために、ハーバーマスから引用してもよい
 だろう。「有機体をその誕生でもつてやつと言葉の完全な意味で人
 格にするのは、相互主観的に分かちあわれた生活世界の公的な相互
 作用連関を受け入れる社会的な個別化作用である。：移植社会の模
 範例である、母胎の中の遺伝子的に個別化された存在は、〃なおの
 こと〃人格ではまったくない。自然存在は、言語社会の公共性の中
 ではじめて同時に個人に、理性を賦与された人格に形成される」。
 このように解されるならば、ノイマンが、人間の尊厳の成立するこ
 ころを、人間の生物学的次元でなく、その社会的・人格的次元に見
 ていることは首肯できるだろう。しかしながら、人間の尊厳を関係
 概念として性格づけるために、関係理論において相互的承認のプロ
 セスから尊厳、自由、平等といった価値規準がどのように導き出され

てくるのか、まだ十分に明らかにされていないように思われる。

六

ノイマンの人間の尊厳観を特徴づけているのは、その社会的理解
 と関係的理解の他に、個人主義的理解である。それは、個人の主体
 的側面、自律や自己決定権の保障を重視する。この報告でも、人間
 の尊厳の集合主義的理解とその生物主義的理解が、個人の自律や自
 由権を制限ないし抑圧することを指摘して、それらを退けるととも
 に人間の尊厳の個人主義的理解を採ろうとしている。それは、伝統
 的な尊厳解釈に連なり、いわば狭い尊厳概念を説くものである。彼
 の論文は、尊厳の拡張された理解の問題性と論理的矛盾を暴き、核
 となるような尊厳概念に回帰しようとするものである。しかし、既
 に見たように、彼の批判的考察は、十分に説得的なものでなかった。
 その大きな理由は、人間の生命の全体性を見落としたところにある。
 我々が、今日の生命科学の進歩による人間存在に対する介入の可
 能性の増大に直面して、人間の尊厳を規準にして遺伝子治療の適否
 や人間の生命の始期と終期を議論するとき、決して生命現象の自然
 科学的説明を目指しているわけではなく、生命の具体的な側面を（精
 神的作用を含んだ）生命の全体性に関連づけて考えているのではな
 いだろうか。ここで問われている人間の生命の始期と終期の規定は、
 自然科学的に客観的に与えられた事態ではない。思考作用や意志作
 用も、生命の現われであり、有機体的作用のレベルにつながり、一

つの全体の生命をなしている。このように考えると、人間の生命の諸相に対応した多様な尊厳概念が成り立つ可能性があるのではないだろうか。これは、広い尊厳概念を志向する。

(参考文献)

- U. Neumann, Das Prinzip der Menschenwürde
Derselbe, Die Würde des Menschen in der Diskussion, in: U. Klug/M. Kriele (Hrsg.), Menschen-und Bürgerrechte, ARSP Beiheft Nr. 33.
Derselbe, Die Tyrannei der Würde, in: ARSP 84.
H. Dreier, in: ders. (Hrsg.), Grundgesetz-Kommentar, Bd. 1, 2. Aufl., Mohr Siebeck, 2004, Art. 1
H. Hofmann, Die versprochene Menschenwürde, Antrittsvorlesung, Humboldt Universität zu Berlin, 1993
T. G. Steinacher, Menschenwürde als Verfassungsbegriff, Duncker & Humblot, Berlin, 1990
J. Habermas, Die Zukunft der menschlichen Natur: Suhrkamp 2002
K. Seemann, Rechtsphilosophie, 3. Aufl. C. H. Beck, 2004